

令和6年第3回
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和6年9月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

20番 小藺江一三君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	木村成治君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
教育部長	松本浩行君
消防長	藪部恵一君
会計管理者	西山浩太君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君
監査委員事務局長	細谷敦君
秘書課長	甘利浩行君
企画政策課長	森望君
総務課長	稲田和幸君
総務課長補佐	木村幸広君
危機管理課長	谷田部仁史君
危機管理課長補佐	近藤智広君
環境政策課長	大内光広君
高齢福祉課長	金木和子君
高齢福祉課長補佐	伊藤浩君
地域包括支援センター長	久保田真智子君
こども政策課長	根本由美君
経営管理課長	斎藤直樹君
農政課長	菊地恵一君
建設課長	田中博君
都市計画課長	鶴田宏之君
都市計画課長補佐	大嶋信二君
学務課長	仁平秀明君
おいしい給食推進室長	石井謙君
おいしい給食推進室主査	川嶋進君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 5 号

令和6年9月18日（水曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は19名であります。本日の欠席議員は12番田村泰之君、19番大貫千尋君、20番小藺江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

大貫千尋君が着席いたしました。

本日の出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、19番大貫千尋君、21番石崎勝三君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、17番西山 猛君の発言を許可いたします。

西山 猛君。

〔17番 西山 猛君登壇〕

○17番（西山 猛君） 17番西山 猛でございます。通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

議長にお願いがあります。

○議長（大関久義君） はい。

○17番（西山 猛君） 今回の私の質問は、各執行部担当者が全て答弁をするという形を取りましたので、していただくということになりましたので、自席で答弁をしてもらうように……。

○議長（大関久義君） いや、そのまま待機して登壇させますので、よろしくお願ひします。

○17番（西山 猛君） 答弁者がその都度登壇するということですか。

○議長（大関久義君） そうです。

○17番（西山 猛君） 登壇するというので。時間の関係で、そこはできませんか。

○議長（大関久義君） 一番最初だけ登壇させますので。

○17番（西山 猛君） 分かりました。

それでは、大項目1、かゆいところに手が届く行政とは。

各行政組織における見解を伺います。

それでは、小項目①市長公室の見解を伺いたいと思います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 17番西山議員の質問にお答えをいたします。

かゆいところに手が届く行政とは、市民の困り事や不便さに対してスピード感を持ってきめ細かく対応する行政であると考えています。

具体的には、市民の健康や安全、教育、交通、環境、社会福祉など日常生活に密接に関わる分野で、市民の声や要望を的確に捉え、スピード感を持って対応することが重要です。例えば、市長公室市民課では、マイナンバーカードの交付に関して高齢者施設や障害者施設の方々からの手続きが難しいという声に応え、出張申請を実施いたしました。職員が直接施設を訪問し、令和4年度からこれまでに160件の手続きをサポートしました。

しかし、こうしたサービスを継続するにはどうしても限界がございます。そこで、今後は申請手続の簡素化やオンラインサービスのさらなる充実を図り、市役所に来なくても行政サービスが受けられる環境を目指してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 市役所に来なくても行政サービスを受けられると、一番時代に合っているのかなと思うのですが、例えば具体的に1例でいいですから挙げてもらっていいですか。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） これから今後、行政規模が縮小してまいります。行政運営のスリム化、そしてやはり最も効率的で効果的な市民サービスを構築していくというのが重要になってくると思います。そういった中で、オンライン手続であったり、あるいは電子申請システムなどを通じて、市民が自宅やコンビニから簡単に行政サービスを利用できるようにするというようなことでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうですね。オンラインですね。

では、オンラインできない人、不知な人、無知な人、どうすればいいですか。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） オンラインできない人、あるいは例えばそこに支援者がい

ないとか、そういった方々に対しては、やはり出張申請とは言わなくても、手を差し伸べて支援をしていくことが重要だと思います。オンライン申請というのは、実際に支援者がいればできることもございますので、そういったことを我々は啓発、普及をしてまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） では、支援者がいなければ、こぼれるわけですね。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） オンライン申請を進めていく一方で、今後もそうやって身寄りがないとか、支援者がいない、そういった特別な事情がある場合には、我々出張申請とか、あるいは手を差し伸べて支援をしていくということは継続してまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 具体的に、出張申請というのはどういうことですか。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 先ほど申し上げましたが、例えば職員が直接その施設とかそういったところを訪問しまして、その手続のサポートをするというようなことでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目①を終わります。

小項目②に入ります。それでは、政策企画部の見解を伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 政策企画部は、計画、戦略といった全体的な方針、その調整、そういったものの内部管理からそれぞれの個別のサービスのまで、広範な業務を担当しております。結果といたしまして、提供するサービスの対象が様々とはなりますが、全ての業務において市民の皆様にとってどうなのかという視点を持つこと、例えば市役所に訪問、相談に来ているということは、何らかの課題を持っている可能性があるというような姿勢を基本的な考え方として進めております。

ただし、かゆいところを各個人への状況への対応とした場合は、公平性やそういった問題などから、必ずしも個別の思いや要請に対応できないこともございます。また、あるいは全員の方が納得するようなものではなくても、全体や将来を見据えた中で進めていくものもありますので、日常的にそういった判断を行いながら業務を行っているという状況でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 公平性って、いい言葉出ましたね。

さて、行政から見た公平性、今の部長の答弁で行きますと、いろいろな方がいろいろな心配事や相談事があって、あるいは申請事があって役所に訪れます。その中で、その取扱いについて公平性に欠ける、公平性を欠く問題が、取扱いがあつてはいけないよという言い方をしました。

では、その申請あるいは相談に来た方は、そこでいわゆる門前払いのような形になってしまう、あるいはたらい回しになってしまうという構図になると思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 公平性といっても様々あるのだとは思いますが、例えば一つの制度があつて、どうしてもその一つの制度の中にいろいろな要件というものが、その要件に合致する方にはそういった制度は対応できるけれども、その要件に合致しない場合は、この制度では該当しないと。ただし、その場合であつても、では、ほかに何があるのか、そういうものを探すような姿勢を私どもの部では持って、業務に臨んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目②を終わります。

続きまして、小項目③総務部の見解を伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 現在の人口減少高齢化社会におきまして、総務部におきましては、地域活動の支援といたしまして、行政区や自治会、さらにはNPOなどの各種団体の活動を支援し、市民の地域生活を守り、コミュニティーの活性化に努めております。また、災害発生時には市民の生命、身体、財産を災害から保護する責務があり、職員がそれぞれが適切な対応ができるよう、地域防災計画等を定めているところでございます。

そうした中、市民と関わる地域活動の支援においては各地域により課題、組織の成り立ちが異なることから、画一的な支援方策ではなく、地縁による様々な団体と支援の方策についての検討、また財政運営におきましては大型プロジェクトを控えている中で、市民の事業が滞ることなく執行され、行政サービスが継続できるよう予算編成に努めるとともに、将来を見据えた公共施設の在り方について検討することが求められると考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 具体的にかゆいところって、例えば担当の皆さんの感覚というのかな、それで言ったらば、かゆいところってどういうところだと思いますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 予算編成を取って説明をさせていただきますと、各部各課でそれぞれが市民サービスを充実させるために、要求をしてきた内容を精査いたしまして、そのサービスが確実に提供できるように予算編成に努めていると、そのような立場である

というふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうではなくて、部長、いいですか。市民側に立って、市民が、かゆいところというのは、市民側からいうかゆいところというのは例えばどういうところですかという認識を。それは、いろいろなことを予算化しているのは分かりますが、現場、現場の市民サービスとか、その日常とかというフレーズが出ていますけれども、日常の中で、市民がこんなふうなことを行政がやってくれたらいいなと思うと思うのですよ。

その認識というのは、どういうものを総務部は持っていますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 総務部の職責の中でお話をさせていただきますと、直接市民と関わる部分といたしまして、ダイバーシティといたしまして、障害者や高齢者、また外国人などを含め、生活をしていく上での相談を受付をしております、そういったものに対する考え方、またその対応などをさせていただいております。

そのような形で、寄り添った行政が行えるようにということで考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 議長、議事を整理してくださいね。

私の質問は、市民の立場で言ったらば、こんなことをやってもらいたいのだよという、こんなことってどんなものだと思っておりますかと質問している。予算の編成も分かりました、全て。言っていることは分かります。総務部が持っているその組織体の中の言いたいことは分かりました。

ただ、市民側の話。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 市民といたしましては、安全に快適に生活できるようなことというように考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 総務部でちょっと時間取ってしまうのか。

当たり前でしょう。そうじゃなくて、不便だったり不満だったり、そういうものがあるわけですよ、日常の中に。これは行政のやることだよねと思っているわけでしょう、市民は。その市民が思っていることってどんなことがありますか、あると思いますか。分かりませんか、分かりませんか、いいです。分かりません、市民側のことは分かりませんか、分かりませんかでもいいです。ただ、予算としては準備してありますよという趣旨なら、それでも結構ですよ。あとは、総務部以外のそれぞれの部署がやるべきことなのだとはいえ、なるほど縦割り行政ってそうなっているのだなと思うだけで。

ただ、総務部で思っている市民が思っているかゆいところに手が届くというのを、かゆ

いというのはどこを指しますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 繰り返して大変申し訳ございません。

総務部といたしまして、直接市民との職責の中でお話をさせていただきますと、各要望であったりとか、そういったものを取りまとめをいたしまして、様々な要望がございます、そういったものを取りまとめまして各担当課につなぎ、そちらの結果を調整するというようなことで様々な要望をいただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 部長、それは実務ですよ、実務。

私が言っているのは、質問しているのは、総務部として、後藤総務部長として、市職員の1人として、市民がかゆいところと言いたいだけけれども、それどころだろうな、市民が言っているかゆいところというのどこを指しますかということを行っているのですよ。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 繰り返しになってこちらも恐縮でございますが、生活をする上での安心であったり不便であったりとか、そういったものがもろもろ、そういったものがかゆいところという市民が思っているところであると私は認識しておりまして、そちらを解決できるようにサポートできるようにしていくのが私どもの職責だと思っております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは総務部の見解、小項目③を終わります。

次に、小項目④環境推進部の見解を伺います。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 環境推進部の見解を伺うとの御質問でございますが、環境推進部では、主に本市の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくり及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を推進するための業務を所管してございます。いずれの業務を遂行する上でも最も重要となることは、市民、地域をはじめ各種団体や各事業者の御理解と御協力を受けながら推進することが重要であるというふうに考えてございます。

このため、本市における環境関連施策の指針となります環境基本計画の策定及び推進、環境の保全などに関しまして、市民、学識経験者、関連団体代表者などで構成する笠間環境市民懇談会及び環境審議会を設置して、意見を求めながら、施策の推進を図ってございます。

また、清掃施設の整備運営等に関しましても、地域の代表者などで構成する環境保全協議会への説明、報告を行いながら、地域の理解を得られるよう努めているところでございます。さらに、分別を含めまして処理体制の変更を行う際などにつきましては、市内全域を対象とする説明会を開催するなどして御理解と御協力及び制度の普及啓発を実施してお

り、今後においても、それらにつきましては念頭に置きながら業務を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） かゆいところはどこですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） かゆいところという部分につきましては、市民が求めるという部分に関しましては、我々は一定の市民への負担、御理解というのを求めながら進めていくということが重要であり、環境の分野において細かい部分について申しますと、例えば空地の雑草や個人の民地に不法投棄をされてしまった、個人から見ますと、役所で何とかしてくれないかなというふうに思う部分もありますが、個人の財産であったり個人の敷地内だったりすることから、当事者のほうに除草作業や片づけ等については御協力と御理解をいただいて、対応をしていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） まさにそのとおりなのです。それは、100点の、皆さんがやる100点の行政業務ですよ。

そのはざまがあるわけですよ。はざまとは何と、今言ったように、民地だから役所は入れません、でも通知はします、こういうことですよ。要するに、行政指導だ、やりますよとって、それは行政指導に拘束力はあるの、強制力あるのと、こうなるわけですよ。そうすると、そこではざまが生まれる。うちはやりました、役所はやりました。言われたとおり、あれしましたよと、御指摘のとおりやりました。そのはざま、多分そこがかゆいところなのだと思うのです。結果として、そこから、今、事例を挙げましたけれどもね、こちらにごみが来ちゃっているのだとか、草が来ちゃっているのだとか、そういうこと何とかならないかという環境的なこと、それは生活環境の中の部分で、環境、それを何とかしてほしいというのは、多分かゆいところに手が届くのではないですか。

だから、それでは駄目でしょうということを今回の質問って、テーマにしようと思っているのです。それをできる一歩踏み込んだことって、行政ってできないの、そんなに権限ないの、行政って。そんなにお金ないの、笠間市ってということを、質問の中に盛り込みたいのですよ。後からの大項目2の行政区の問題に大きく関わってくるのですけれども、そういうことなのですよ。

そうしたらどうしますか、これ。それ以上できないのですね。できないということです。ここできないって、はっきり言っちゃいましょう。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 我々環境推進部としましては、我々の所管する業務に関しまして我々の現時点でできることについては、各担当含め各課において精いっぱいやらせていただいておりますが、それ以上のものにつきましてはちょっと限界というものはあ

るのは正直なところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目④を終わります。

次に、小項目⑤保健福祉部の見解を伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） お答えをいたします。

保健福祉部の業務は、広範囲にわたりまして市民の方と直接関わる場面が多く、特に独り暮らしや認知症の高齢者、様々な障害をお持ちの方、経済的に困窮している方など、生活に課題を抱えている方の相談支援などが重要な業務の一つとなっております。

そうした中で、かゆいところに手が届く細かいところまで配慮した福祉サービスの提供や支援、課題解決に向けた取組が日々求められておまして、各部署において対応しております。必要なニーズをしっかりと把握して迅速に対応することで課題を早期に解消、軽減できることは、何より市民の方の安心感の向上につながるだけではなく、解決すべき課題が複雑化する前に対応することで、支援関係者の負担軽減にもつながることから、近年では窓口で相談を受けるだけではなくて、こちらから地域に出向くアウトリーチの手法を取り入れた施策なども取り組んでおります。また、状況により、休日や年末年始、夜間などの緊急対応をする場合もございます。今後も職員一人一人が対象者の目線に立って課題の本質を捉え、それぞれの業務に取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど来、西山議員がおっしゃっているかゆいところという視点で福祉のほうでお答えをさせていただくと、対象者の方の相談を現場で受けている中では、相談している御自身が自分がどこがかゆいのかというのは分からないような方もいらっしゃいます。そこを相談支援の中で、本質的な部分を酌み取っていくというようなことを、全職員で心がけてやっているというところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは小項目⑤を終わります。

小項目⑥こども部の見解を伺います。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） こども部が考えますかゆいところに手が届く行政につきまして、子どもや子育て世代の意見等を聞き、適切な支援につなげていくことと考えてございます。

こども部では多様な住民の子育てに関するニーズに対応するため、母子保健、児童福祉分野が一体となり、妊娠期から子育て期まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目ない包括的な相談や支援を行ってまいっております。そのため、保健師、助産師、心理士、精神保健福祉士、栄養士、社会福祉士、保育士などの専門的な知識を有した職員や女性相談支援員をはじめとする専門的な知識を有した相談員を配置し、より細やかで専門的な支

援が行える体制を整えております。また、保護者の多様な働き方やライフスタイル、世帯構成の変化などに対応するため、一時保育などの多様な保育制度の充実や子育て支援センターや児童館などの施設を充実させ、保育・教育環境を構築してございます。

これらの取組を通じて、家庭の負担を軽減し、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子育て家庭が地域に定着しやすいまちを目指しているところでございます。

こども部が考えますかゆいところについてでございますが、やはり子育てをしていく中で、いろいろな不安や心配事、そういったものは自然と出てくるものだと思います。そういうものを専門家が直接話を聞き、適切な支援につなげていくことが重要だと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） よろしく願いいたします。小項目⑥を終わります。

小項目⑦市立病院の見解を伺います。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 市立病院は、地域に密着した医療と在宅医療を重視し外来、入院、訪問診療を実施しておりますが、市立病院においてかゆいところに手が届くとは、患者や地域住民のニーズに対して迅速かつ的確に対応し、質の高い医療サービスを提供することと考えております。患者一人一人のニーズや状況に応じ、患者に寄り添った医療を提供する、患者や家族に病気や治療に関して分かりやすく情報を提供する、在宅医療を充実し、移動が困難な患者に対し訪問診療、訪問看護、訪問リハビリを提供する、また、来院せずに診療を受けられるオンライン診療の実施、地域医療の推進により他の医療機関や介護施設等と連携し、患者がスムーズに必要な医療や介護を受けられるようにする、そのほか予防医療の推進として、定期的な健康診断や検査の推奨により早期発見、早期治療を推進するなどございます。

課題でございますが、人員や予算、設備などリソースが限られているため全てのニーズに対応するのが難しいこと、様々な患者がおりますので患者やその家族とのコミュニケーションの取り方が難しいこと、日々進歩する医療に対し最新の医療的知識や技術を習得し続けることが難しいことなどが挙げられます。そのため、医師、看護師、薬剤師、リハビリスタッフなど多職種が連携して患者のケアを行うチーム医療の推進や職員のスキルアップのための研修等への積極的な参加促進を図っているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） かゆいところに手が届くというのは、具体的にどういう感覚でいますか。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 市立病院においてかゆいところに手が届くというの

は、やはり患者に対して、こういった症状、病気というのを分かりやすく説明をできることというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） できれば、体に支障があって、体に不具合があって病院に向かうわけですがけれども、加えて精神的なもの、経済的なもの、様々な部分があるものだと思って、あるものだと思ってね、そういう前提で接してほしいなと思います。以前に、局長にもちょっと触れましたけれども、診療時間かな、だから受付がここまでで終わりだよって、こんな感じのこととあとは時間の、だから長くやる、例えばこの曜日は長いとかという、何かめり張りみたいなものがあるのもいいのかなと。そういうことが市立病院としての役目なのかなと思ったので、かゆいところに手が届くということであれば、人の視点で言えば、やはりそういう実務もしかり、やはり心の見えないもの、見えないものを事前に受け止めながら進めていっていただきたいなと思います。

何か見解があれば。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 診療の受付時間でございますけれども、午前中が8時半から11時、午後1時から4時という受付時間になっております。受付時間も、先ほど西山議員言うように、ぴったりというわけではなくて、ある程度余裕を持った中で受付のほうはさせていただいております。診療時間が決められた中で、職員の労働環境を守るという観点もございますので、その辺適宜対応していければというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは小項目⑦を終わりますして、小項目⑧産業経済部の見解を伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 産業経済部といたしましては、農政課、商工課、観光課とも専門的な技術や知識が必要な場面が多々ございます。また、制度の内容などにつきましても多岐にわたり、市単独での課題解決につながらないような事案もあるような状況でございます。例といたしましては、商工課において市内中小事業者の相談を受けた際、技術に関する相談や融資など金融に係る相談など専門的な知識や関係機関との連携が必要と考えまして、ワンストップで相談体制を整えることが重要であることから、専門職として産業活性化コーディネーターを雇用し、一元的な相談体制を整えております。

そのようなことから、市民の皆様のニーズに合わせ、積極的かつきめ細かいサービスを提供するために、課題解決に際し積極的に関与することや、市のみで課題解決に至らない場合には市民と専門機関、関係団体と密接につなぐ中心的な役割といたしまして、ハブとしての機能を充実させることで、市民に寄り添った課題解決につなげてまいりたいと考えております。

産業経済部といたしましてのかゆいところというのは、農業、商業、観光業、様々な中で、事業者の方の困り事、例えばマーケティングで販路拡大したいとか、新たな技術革新をしたいとか、そういうところに対応することが、かゆいところに手が届く、産業経済部の考え方でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 事業支援みたいなことの扱いでいいですか、感覚でいいですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業の継続に関する支援という考え方でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目⑧を終わります。

小項目⑨都市建設部の見解を伺います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 都市建設部の所管事務であります、道路や橋梁などに代表されるインフラの整備や維持管理につきましては、全ての経済社会活動を下支えしているものでございまして、行政サービスの根幹をなしている大変重要な仕事であると認識しております。

その中でも、これらの公共インフラの維持管理につきましては、市民の皆様の生活に直結する大変身近であり、非常に重要なものと認識してございます。先週の一般質問でも御答弁させていただきましたが、住民の方からの要望につきましては、道路だけでも年間900件ありまして、その要望に対する対応がかゆいところに手が届く行政の大切な使命であるものと認識してございます。

しかしながら、人口減少社会の進展により今後、行政サービスを維持できなくなることも十分に想定されることから、現在、本市におきましては、橋梁、公園、公営住宅につきましては各種長寿命化計画を策定し、適切な維持管理、更新を行っているところでございます。さらに、公園につきましては、公園の統廃合に向けた計画の策定をしているところでございます。そのほか、道路などの除草作業におきましては、新技術、自動の草刈り機などの活用により効率化やコスト縮減を図り、市民に寄り添ったサービスを継続的に実施できないか検討しているところでございます。

都市建設部としてかゆいところに手が届く行政とはでございますが、まず市民の皆様からは様々な要望、今言ったように900件程度ありますが、まず要望者の話を聞いて、当然現場にも行って、どうしてもやっぱりできないものもございまして、その辺は丁寧に説明をして御理解をいただくというようなことを行っているところで、かゆいところに手が届く行政を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 12番田村泰之君が着席いたしました。

西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 900件って区長要望だったりが主なのでしょうかけれども、区長要望のみですか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 区長要望のほか、個人の要望もございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 900件で、執行率何%ですか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） ちょっと時間はかかるものもございますが、9割方は、年度はまたいだりもしますけれども、それは対応しているということでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） では、ほとんど要望なり、したものに対しては、対応してくれるということですか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） ちょっと今、私が言ったように、どうしてもやっばりできないものというのもございますので、その辺は丁寧に説明をして御理解いただいているということで。しかしながら、9割ほどは対応はしているという状況でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは時間の関係がありまして、議長の許可をいただきたいのですが、小項目⑩から小項目⑮までの項目については割愛させていただいて、大項目2に入りたいのですがよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○17番（西山 猛君） ありがとうございます。

それでは小項目⑨を終わります。さらに、大項目1終わりにいたします。

大項目2、行政区の見直し及び行政区と市民サービスについて。

小項目①現在の行政区について伺います。

この点につきましては、一般質問初日に内桶議員が質問していると思いますので、質問の中で重複する部分がありましたら、それはお許しいただきたいのですが、時間の関係で、まず行政区についての質問で、行政区の規模が、大がこれ、一番大きいのはこれ、一番小さいのはこれで幾つありますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 17番西山議員の御質問にお答えいたします。

まず、行政区の規模ということでございますが、現在行政区310の行政区の中で、201世帯以上の大規模と考える区が10区、また30世帯未満の小さな行政区は58区ございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） この点は見直しということで、数年前に、もっと前ですかね、

掲げましたね、行政改革の一つとして、行いましたね。その成果はどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区の数の面からいきますと、合併時に319ありました行政区が新設、統合、分割、廃止での形がございまして、310行政区となり現在に至っております。新規が1件、統合が4件、分割が3件、廃止が8区ありまして、9行政区の減となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 廃止って何ですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政として区切っていたところに住む方がなくなったということで、行政区自体がなくなったというものでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それは廃止なのですか、なるほど。そういう規模のところがあったわけですね。要するに、世帯がなくなってしまったということですね。

適正規模というのを掲げたと思うのですが、その適正規模、改めて大きいところ、小さいところで。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区を運営するための適正な規模の世帯数といたしましては、平成23年に笠間市行政区制度検討委員会の中で検討をしております。30世帯以上200世帯以内が望ましいということで決定しております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは、その部分については、成果はどうなのですか。先ほどの数字が正しいのですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 先ほど、30世帯以上200世帯以内ということで、それ以上のところと下のところ、それぞれの区長等、その地域にこちらからお声がけをいたしまして、さらにそこで合併でありますとか、統合でありますとか、そういったものを進められないかということを推進しているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それ、いつからやっているのですか。その推進は。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 平成23年に決定した後、継続をしているものでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 単純計算で、平成23年ですよ、13年、よろしいですか。13年、いいですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 平成23年からでございますので、13年で。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 13年の中で、相当変動があったと思うのですよね。少子高齢化は間違いありませんから、そうすると変動があったと思うのです。そういう点を考慮して、具体的に毎年毎年その継続事業としてやっているのでしょうかけれども、その成果というのは、どの辺を指しますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 平成23年の検討会の適正規模が出された以降、統合が進みましたのが4行政区、廃止になったものが4行政区、さらに新設されたところが1行政区ございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 分かりました。取りあえず、小項目①終わります。

小項目②に入ります。以上の点から見直す点はどこか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区制度の見直しという点で回答させていただきますが、行政区は、市からの地域住民への情報提供と地域住民からの要望や意見等の収集を行って、快適で安心・安全な生活が送れるよう、地域と市をつなぐ組織と認識しております。

また、長い歴史を経て熟成された地縁に基づき自主的に組織された地域コミュニティーでもありまして、防災防犯をはじめ福祉や美化活動、多岐にわたる活動を行っております。これらは本来、別々の機能を持つものでございますが、同一の組織として運営していることも多く見受けられますので、それぞれの役割を明確にした上で運営していただけるよう見直しをすることが必要であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 行政区の機能、行政側から、笠間市行政側から見る行政区の機能の発揮というか、機能の果たし方、果たされ方は、どう感じていますか。100%果たされていると思いますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区への機能といたしまして、市のほうからの機能といたしましては、市から地域住民への情報提供、また地域住民からの意見の収集ということになっておりますので、そちらの部分につきましては役目が果たされているというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 違うのです、逆なのです。行政区の機能は果たされているのですか。どう見ますか。要するに、形骸化した、中身のない行政区はないのですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区の機能としては先ほどの2点でございますので、發揮されておりますが、今御質問の地域コミュニティー、自治会の部分で行きますと様々な課題が出てきているというような認識をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） では、課題は何ですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 課題といたしましては、その自治会の加入者の減でありますとか、細かい話になりますが、そこに新規加入者がなかなか入ってこない、また加入する際の加入金の問題、または役員の成り手がいないなど様々なものがあるというふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 原因は何ですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、一番数的に多いところでは、新規加入者としまして、アパートでありますとか新しく入ってきた方に、なかなか理解が進まずに加入いただけないところだというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） なぜですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 生活を送る上での社会に対する認識でありますとか、そういったところの違いがあるのではないかとというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 認識の違い。認識の違いって何ですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 私ども行政といたしましては、協働のまちづくりといたしまして、地域の課題につきましては、我々行政と一緒に課題解決に進んでいただきたいというような認識を持っているところでございますが、アパートやそういったところ住んでいる方、一時的な滞在であったりとか、そういったことで、あまり地域コミュニティーの解決とか、そういったところにはなかなか認識を持ていただけないというところが違いかなというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうなのですね、希薄になってしまったのですね、向こう3軒両隣のお付き合いが。一番、具体例でいうと、お葬式ですね。お葬式って今まで地域の皆さん、要するに組内とか亡くなった方がいたら、それこそすぐ会社を休んで、勤めを

休んでお手伝いに行ったり、炊き出しをしたり、それこそ埋葬するお墓を掘ったり、六道さんと言いますけれども、そういうことで、亡くなった前後1週間ぐらい、どうしてもその地域の皆さんの手を借りなければいけない。だから、地域コミュニティーが生まれてきたわけです。もちろん、みそ、しょうゆの時代も一緒です。それが、ずっとその地域が成り立った底辺にあると思うのです。

ただ、そこにいろいろな事情で、家庭の事情もあるでしょうし、核家族制になってしまったこともあるでしょうし、よそから、よそからって表現はもう今ナンセンスなのですが、新しく住んだアパートだとかの話ありますが、新築してもそうですけれどもね、必要性があるのですかと。地域コミュニティーを取らなくてはならない必要性があるのですかという多分、時代なのでしょうね。

その時代背景の中で、区長制度、この行政区の区長制度を死守しようとしていくと、いろいろな弊害が出てくるのではないかなと思うのですが、それはどう思いますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 市民からの要望でありますとか、先ほどのかゆいところに手が届くというような考え方もございますが、少子高齢化が進みまして、それに全て応えられるような財源もないような中では、やはり行政と地域のコミュニティーが一緒になってまちを運営していかないと継続できないというふうに考えておりますので、行政区、自治会、それぞれ大事な組織であるというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目②終わります。

小項目③、まさに寄り添う行政の確立、これが必要だと思うのです。時代背景を考えればですね。それについて伺います。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 寄り添う行政の確立についての御質問でございますが、市が地域へきめ細やかな行政サービスを提供していくためには、市から市民への情報を確実に提供すること、市民の要望を的確に収集することが大切であり、その役割を行政区に担っていただいていることから、行政区は非常に大切なものであると考えております。

また、市への要望の取りまとめにつきましては、各地域の区長が区域内の要望を取りまとめ市へ提出いただき、市へ提出した要望につきましては全て検討し、結果を速やかにお伝えしているところでございます。その中でも緊急性のあるものなどについては、迅速に対応しているところでございます。

また、行政区に加入していない方、地域の各種団体からの要望につきましても、広聴部門で受付をし、各担当部署で要望を受け付け、対応、きめ細やかな行政サービスに努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 寄り添うって難しいのですよね、その表現がね。さらに、個人情報だとか、個人の権利というか、そういうことが盾になってくるので、なかなかその寄り添うという、ああ、そこまでやってもらえるのだと、やってあげるべきだというのは、なかなか難しいと思うのです。

そこで改めて、何でこういうふうな世知辛い世の中になってしまったのかなと思ったときに、確かに今はもう本当にここにいて、あした物が届くような、それこそスマートフォン一つ、1台で全てが集約できるような、そんな時代になってしまいました。お隣とお話ししなくても済む時代になってしまったのかもしれない。

それを今度、そこにこぼれる人、そこに置き去りにになってしまう人、ではどうするのだといういろいろ考えたときに、やっぱりこれは我々は議会議員として、現場の声なき声というのかな。よく意を酌み取ると言いますけれども、市民の意を酌み取る、そういうことを今度、議会の中あるいはこういう執行部の皆さんに対してきちっと開示をして、一つの問題を解決するようなテーマをつくって、何かそんなふうなことが必要なのだろうなとしみじみ思うのです。

この点、この寄り添う行政という部分について、これは我々が一方的にまるで批判しているみたいな立場なのですが、我々チェック機関としているだけなのですね、本来はですよ。その中で問題があれば、それは批判もしなくてはならない、否定もしなくてはならないと思うのです。

令和4年12月の改選、一般選挙の改選で、現在の22名の議員が、私を含めて22名の議員、特に新人の議員も誕生しましたので、一掃されたようなイメージも、1期、2期で半分ですか、約半分の議会が確立できたのですが、投票率45%台ですよ。2人のうち1人行かないのですよ。それ以上ですよ、行かないのですよ。これどうするのだろう。これは真摯に受け止めて、議会議員の役目って果たされたのかなと、果たしているのかなと思ったときに、行政区がそれぞれが崩壊していくのを見ていくと、なくなったところもあると言っていましたよね、もちろん活性化されているところもあるのでしょうか。

実際、役所からの配布物なんかの数をその行政区の区の数だというふうな理解をしていると言っていました。これは実際は行政区に入っていないなくても、そういう区長から上がってくる数字があります。そこは乖離しているのです。そこは隔たりがあるのです。実際は10人しかいないのだけれども、30人、30件あるのだよというところもあるでしょう。そのうちの20件は、行政区に入っていなかったというところがあるわけです。

でも、そういうはざま的なこととか、では、その方が区外の、区に入っていない人、場所によっては準会員なんていう言い方もするところがあるようですが、区に入っていない人は区長名で要望してくださいよと。例えば、道路関係で今部長が言っていましたけれども、そういう場合、区長に区に入っていないくて、ましてややめてしまった人、新たに入るのではなくて、新たな人ではなくて、やめてしまった人が、区長に果たしてどうなのかな。

やりにくいのではないのかなという、置き去りになってくると。でも、そういうものに対する、やっぱり市民の意を酌み取るというのはそういうものをどうしようという、よくかゆいところに手が届くということで「すぐやる課」みたいな課を設置してやっている自治体ってありますね、今もあるでしょうしね。取りあえずそこに行けばいいのだ、取りあえずは。

そういうことを考えたときに、現場の声を直接、直接ですよ、そのことを課題として問題化してできるのは我々議員なのではないかなと思うのですよ。でも、その議員が、2人に1人行かないのですよ、選挙に行かない。ということは、それだけ議会に対する期待が薄れてしまっているのではないか。議会としての存在感をもしかしたら否定されつつあるのではないかという危機感の下、田村幸子議員が代表を務めます特別委員会を設置しました。これからどうすべき、どうあるべきか、これはもう私を含めた22人全員議員が、この45%台の投票率に驚愕したのですよ。ですから、どの点をどのようにやっていけばいいのだろう。まちづくりの中で、我々議員のポジションはどこなのだろうといったときに、まずは議会の改革から始めましょうよといって、身を粉にして今、委員会を運営をしております。

こういう状況の中で、行政が先ほど言った、13年前に立ち上げた行政区の見直し、13年間引っ張ってきました。これを、寄り添う行政を確立すると言っているながら、行政から抜けてしまう。もし寄り添っていただければ、行政区にいると思う。抜けないと思うのです。どうですか。見解をお願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区に加入されている方が抜けていくということの要因としましては、私どもで聞き取っている範囲ですと、その中での約束事であったり、役員を高齢化により受けられないためとか、すべき行事に参加ができないためというようなことが大きな理由として挙げられております。

そこで、私どもは、そういった方の役割を軽減するとかそういったことができないかということで、提案などいろいろさせていただいているところでございます。我々も、もう少しそういった行政区のほうに出向きまして、昨年度から区加入促進アドバイザーというものをつくりまして、行政区のほうを回っております。そういったところで、様々な提案をしていければというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 行政区ってややもするとこれ、実例を挙げますね。千葉県の松戸市、当時宮間さんという市長がいたのです。4年に1回、行政区、自治会というのですけれども、自治会の会長だけを集めて研修旅行をやるのです。その研修の中身は詳しく分かりませんが、必ず温泉地なのです、4年に1回。当時6期目でした、その市長。そうすると、松戸都民と言われるぐらい、地元で松戸の人というのが少ない地域なのです。そう

すると、やっぱり行政との距離、隔たり、何もお世話にならなくても別に、自治会、分かりました、自治会には入ります。でも、それ以上も以下もない。そこに、自治会の会長がいて、今度選挙なのです、お願いします、こういう形が取られていたそうです、長い間。

果たして、行政区の在り方ってどうなのと。本当の行政区の在り方というのは、かゆいところに手が届くことを、もう明確に、こんなことをお願いできないかなといったら、区長がまとめて、オーケー、大丈夫、やります、これは担当はどこですかというときに、担当は取りあえず窓口一つにしておくのです。そこから割り振ればいいのです、総務部長。

総務部長です。私のところに来てください、私の判断でやりますから、そういうふうになれば、行政区もあ、そうなのだと。その中で加えて、両輪と言われているわけですから、我々議会と執行部はね。両輪ですから、同じ方向に、同じ回転、同じ大きさの車のタイヤに例えていますから、タイヤと言いますが、同じ方向に同じ大きさのタイヤが同じ回転で進んでいく。つまり、真っすぐ進んでいく、目的に。こんなふうな、やっぱり在り方がいいのかな。

ですから、共有するものは共有しましょうよ、議会と。それで、議会が本当に地べたをはいつくばって、市民の後れを取らない、取り残さない、市民を取り残さない、そんな笠間市にしたいなと思っていますよ。どうでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 先ほどの要望につきましては、行政区から総務課のほうにやはり提出いただきまして、私どものほうで各担当課のほうに共有をしているというようなやり方をしておるところでございます。

今のように、市民を取り残さない、この笠間市内での生活を守って継続していくというためには、市民、またもちろん議会とも十分議論した上で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 時間の関係で小項目③これ終わりにしますが、小項目④のシステム構築については、部長、頭に考えがあるでしょうから、それは今いいです。

最後に、小項目⑤、市長の見解をいただいて終わりにしたいと思います。市長、よろしくをお願いします。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 行政区の在り方について、いろいろ御意見、西山議員の考え方を聞かせていただきました。

我々としては、部長から答弁があったように、行政区については今後も必要だという認識で、加入促進含めて、統廃合、在り方、常に検討しながら進めていきたいなと思っています。

ただ、今、一つの大きな課題は、行政区と自治会が一つにごちゃ混ぜになっているとこ

ろが課題でございまして、既に市内の中では分けている地域もありますが、行政区と自治会を分けて運営してくださいと、そういうことを今後お願いをしていこうかなと思っております。自治会は、いろいろな募金とか、あと地域のコミュニティーを維持する上での集まりだとか会合だとかそういうものは自治会でやっていただいて、行政区は我々行政との連携の中でやっていくということが、方向として必要かなと思っております。

ただ一方で、その自治会すら確立ができない。何で今さら行政区でやっているものを分けるのだというような議論もありますし、自治会を立ち上げようと思っても、区長がいるからこっちで役員をやる人がいないのではないかとか、そういう課題もございます。

地域と我々行政が今後継続的につながっていく上で、やっぱりそういう在り方をしっかり議論しながら、これは議会も含めて進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 最後に、市長、本当に取り残さないで、市民を取り残さないで、お願いします。終わります。

○議長（大関久義君） 17番西山 猛君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

19番大貫千尋君が退席いたしました。

3番河原井信之君の発言を許可いたします。

河原井信之君。

〔3番 河原井信之君登壇〕

○3番（河原井信之君） 3番、政研会の河原井信之です。議長の許可を得て一問一答方式で一般質問をいたします。よろしく願いいたします。

早速ですが、大項目1、大規模災害への備えについて質問してまいります。

近年、自然災害が甚大化しており、今年も多くの方が被災し、お亡くなりになられた能登半島地震という大災害から始まり、8月のお盆の時期に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発令され、巨大地震に対する注意喚起がなされ、その直後に神奈川県を震源とするマグニチュード5.1の地震があり、関東でも大きく揺れました。また、過去最大級の台風7号が8月16日に本土に接近し、幸い直撃しなかったため甚大な被害は避けられたものの、公共交通機関の運転の取りやめや、多くの民間企業も午後3時以降業務を停止するなど、大きな影響を受けました。

近年、台風や記録的な大雨による大規模な水害が相次いでいます。県内で昨年、大雨に

より取手市で約600棟が床上浸水、銚田市では250棟が床上浸水、県北沿岸3市の日立市、高萩市、北茨城市では台風による大雨で1,000棟以上が水につき、2名が死亡、850棟が全半壊しました。このうち、日立市では災害対策の司令塔となる市役所庁舎が浸水のため、全電源を喪失する事態にもなりました。今年7月の平均気温は平年よりも2.16度高く、8月も35度以上の猛暑日が相次ぎ、観測史上最も暑い夏だった昨年の記録を超える勢いです。気象変動の影響で海水温の上昇しており、数十年に1度起きると言われる過去最大クラスの台風7号が発生し、その2週間後にはまた過去最大クラスの台風10号が発生し、被害をもたらしました。また、海水温の上昇により、線状降水帯が発生しやすい状況になってきています。このように、地震、台風、大雨による大規模災害は、日本中どこで起きてもおかしくない状況です。

災害発生時には行政が中心となって災害対応の指揮、調整を行い、市民の生命と財産を守るための役割を担うことになります。

そこで、小項目①災害発生時の行政の主な役割についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 3番河原井議員の御質問にお答えいたします。

災害発生時の行政の主な役割についてでございますが、地方自治体は、災害時に住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務がございます。災害発生時には行政としての役割は多岐にわたりますが、被災者支援が特に重要な役割であるというふうに考えております。その役割を全うするために職員それぞれが適正な対応が取れるよう、笠間市地域防災計画をはじめとし、災害時職員初動体制マニュアル、避難所運営マニュアルなど各種災害時の対応に必要な計画やマニュアルを策定し、職員に周知をしているところでございます。

笠間市地域防災計画におきましては、12部29班におきまして災害時に対応する分掌事務を定めており、また大規模な災害が発生した際に市民生活、社会機能を守るために、優先的に実施すべき業務を特定する笠間市業務継続計画を策定するなど、業務継続計画の特に重要とされる6要素を定めているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） まずは、災害対策本部を設置するということになりませぬ。災害対策本部は警戒体制から設置され、緊急体制、非常体制と警報の発表や災害の発生に応じて体制の段階を上げていくということですが、今回の台風7号から台風10号が発生している間に、気象警報が何度か発令されました。災害対策本部は設置されましたか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 台風7号の時点の災害対策本部でございますが、期間中、警戒体制といたしまして、16日から19日の間に3回設置をいたしましたところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 災害発生時の行政の役割は多岐にわたりますが、優先することは、災害応急対策業務になります。災害が起これば、災害対策をする職員も被災し、対策本部としての庁舎の機能も使えるかどうかは予測もできませんが、平常時から地域防災計画に基づいた防災訓練を行い、災害対策本部をはじめ職員の皆さん、自主防災組織の皆さんと連携しながら訓練をすることで防災体制のスキルが向上し、組織的な底上げが図られます。

昨年笠間市総合防災訓練では、私が住む行政区の自主防災組織の30名の皆さんと一緒に私も参加をしました。避難所となる笠間小学校体育館にてテントを組み立てたり、段ボールベッドを組み立てたり、支援物資の搬入など、避難所開設を体験し、初期段階にどのような行動を取るかを理解することができました。しかし、大規模災害が起これば想定を上回るような事態が起これば、必ずしもスムーズに避難ができるとは限りません。

私は、能登半島地震から半年以上たった6月末に、被災に遭った珠洲市と七尾市にボランティア活動に行きました。特に、沿岸沿いのまち珠洲市は、地震による家屋の倒壊と火災と津波でまちが崩壊していました。地元の方に案内してもらいながら、被災したまちと一緒に歩きました。倒壊した家を指で指して、この家では何人亡くなった、この家ではもう何人亡くなったとの話を聞きながら、壊れたまちを歩き、言葉を失いました。

珠洲市では日頃から防災訓練を行っていましたが、今回の地震で被災した多くの方が避難所にたどり着けなかったとのこと。高台の小学校が避難所だったのですが、倒壊した家屋で道が塞がり避難できず、津波で亡くなった人もいたとのこと。想定外だったと地元の方が言うておられました。全てのことを想定するのは難しいことだと思いますが、災害の脅威に立ち向かうには行政と住民の連携、住民自らの備えが欠かせません。そこで、日頃から災害に対する認識を深め、備えておくことにより、災害時の被害を最小限にすることができます。

改めて質問します。小項目②、ハザードマップはどのようなものかお伺いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ハザードマップについての御質問でございますが、ハザードマップはどのようなものかといいますと、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的でありまして、各種災害想定区域や避難所などや、あと過去の浸水履歴も併せて位置を表示した地図となります。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） テレビやネットニュースなどで、土砂崩れに遭い、家屋が巻き込まれ住民がお亡くなりになったという痛ましいニュース映像を見ることがありますが、ハザードマップを確認して日頃から警戒し備えておけば、救われた命もあったのではないかと思います。

現在のハザードマップはいつ作られたもので、今後更新される予定はあるのかをお伺い

いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 市内の災害想定区域を市民自らが事前に確認することが、被害の軽減や備えをしていくことができるようにということで、平成30年1月に策定をし、各戸に配布をいたしております。

本年4月に茨城県におきまして県管理河川の浸水想定区域の追加指定がございましたので、本年度内の完了を目標に、現在ハザードマップの更新作業を進めているところでございます。更新作業が完了いたしましたら、また前回同様に各戸の配布及びホームページなどへの掲載を予定しているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 現状の課題に即した新たなハザードマップに更新するということは、笠間市の防災対策にとって大きな進展だと思います。住民自身の自衛策として日頃の備えが大切であり、自衛の手だてでも最も欠かせないのはハザードマップの確認であると思いますので、ハザードマップの周知徹底をしっかりとお願いいたします。

温暖化に伴い、風水害の被害が増えております。小規模河川の氾濫や内水氾濫が増加しており、今までとは防災に対する意識を変えていかなければなりません。

県内では昨年、取手市で約600棟、鉾田市では約250棟が床上浸水をしました。取手市、鉾田市、いずれも内水氾濫という現象による水害でした。内水氾濫とは、豪雨や長時間の降雨によって排水能力を超えた水が道路や建物などにあふれ出す現象です。これは、河川の氾濫とは異なり、河川が直接関係するわけではなく、排水システムや下水道が原因となる内水氾濫が近年大きな災害をもたらすようになってきました。

過去に内水氾濫を起こした箇所が、笠間市のホームページにて笠間市浸水箇所図として記載されております。これまで以上の豪雨や長時間の降雨が今後予測される中、過去に内水氾濫を起こした箇所は、今後これまでにない規模の内水氾濫を引き起こす可能性があります。また、笠間地区、友部地区に数か所設置されている都市下水路についても、注意しなければなりません。都市下水路は、市街地の雨水を排水して河川に排水する施設ですが、気候変動の影響により内水氾濫の発生リスクがかなり高まっています。しかし、ハザードマップには、内水氾濫の情報は記載されておられません。

内水氾濫の危険性のある地区を判断するための調査が必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 内水氾濫、主に先ほど河原井議員もおっしゃっていましたが、下水道などの排水施設の能力を超えた雨が降った場合、雨水排水先の河川の水位が高くなり、雨水が排水できなくなり浸水することとされておまして、現在、都市下水路を市内の5本につきまして、浸水想定区域図の策定を行っているところでございます。こち

ら、現在更新中のハザードマップに反映をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 近年、内水氾濫の被害の増加を受けて、国土交通省は、自治体がハザードマップを作り、対策を進めやすくする仕組みを導入することです。内水氾濫のハザードマップを基に対策計画を策定した自治体には、ハード整備などの補助金を優先配分することです。内水氾濫の危険性のある地区を把握できれば、河川の改修、遊水地を設ける、浸水性の舗装にする、浸透ますの設置など対策ができます。内水氾濫のハザードマップを作った自治体は全国でまだ1割程度とのことですが、市民の安心・安全、インフラ整備への補助金が優先的に受けられるなどのメリットもありますので、ぜひとも内水氾濫のハザードマップ作成をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。私たちは、東日本大震災で被災している経験があります。自衛策として、家庭内備蓄の意識は進んできたと思いますが、いざ災害が起こり避難所生活をする事になれば、自治体の備蓄品に頼ることになります。

そこで、小項目③、本市における備蓄品の種類や数はどのような状況かをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 備蓄品の種類や数についてでございますが、現在、災害対策用に備蓄している物資は各拠点避難所と稲田防災倉庫などに保管をしております、主なものの総数でお答えさせていただきます。屋内外で使用できるエアータントが12張り、非常用電源としての発電機や蓄電池68台、各種照明機器100台、避難所内で使用するプライベートルームテント1,100張り、備蓄用圧縮不織布毛布が2,500枚、アルミマット1,600枚、アルファ米やライスクッキーなどの食料9,452食、2リットルのペットボトル入りを主に飲料水で2,105リットル、ポータブル水洗トイレが60台、既存の便器で使用できるトイレ処理剤が7,200回、その他、子ども用のおむつなどの乳幼児衛生用品や使い捨ての哺乳瓶、粉ミルク、大人用のおむつなど成人向け衛生用品、感染症対策用の防護服セットなど各主感染症対策用品、非常用飲料水の給水袋など、幅広く備蓄を進めているところでございます。

その他、157組織結成されております各自主防災組織におきましても、それぞれ発電機や投光機、簡易テントなどを備えている組織が各地域にございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 様々な備蓄品が必要になるわけですが、特に食料の、今おっしゃった9,450食、その根拠をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、東日本大震災の最大避難者数が2,000人で行いました。これを基に、市の食糧備蓄計画を定めておまして、具体的には人口の4%に当たる

2,000人を超えて、3,200人が発災初期に食料の供給が必要となると想定いたしまして、その3食分である9,600食を備蓄目標量として、現在アルファ米などの備蓄をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 9,450食というと3回の1日分の食事ですけども、その食料の備蓄がなくなった後の食糧はどうするお考えですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 災害派遣要請に基づきます自衛隊による応急給食や応急給水の支援、また災害時の支援協定を締結している団体や企業より支援物資の要請をさせていただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） ということは、食糧は十分に間に合うということですね。安心しました。

東日本大震災で被災した経験から、水道が断水すれば、水が非常に重要となります。飲料水、調理に使う水、生活用水、様々な用途に水が必要です。

そこで、小項目④災害時の給水計画についてお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 笠間市地域防災計画第1編、風水害等対策編におきまして、給水計画を定めております。飲料水の供給につきましては、配水池の貯留水を利用し、給水車などにより応急給水を行うこととしております。現在、避難所などの給水拠点に設置できる応急仮設給水タンク4基について、購入手続中でございます。これによりまして、より効率的に給水車による運用が図れるものと考えております。

また、飲料水などの支援物資につきましては、自衛隊や災害時支援協定を締結している団体や企業に要請することとしております。

また、今定例会で、災害時や大規模な漏水事故の発生時に避難所への給水が迅速に対応できるようになるため、取り外し可能な1,200リットルの給水タンクとそのタンクを運搬できるための車両を購入するための予算を上程させていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 今、発注している据置き型の1,000リットルのタンクを四つということですけども、東日本大震災のときは給水車が避難所に行って給水を直接して、なくなったらまたその保水所に行って給水するということですから、被災者が待っているということがなくなるというわけですね。ということは、東日本大震災のときよりもさらに効率よく改善されたということで、よかったですと思います。安心しました。

東日本大震災では水道が断水し、私の住む地区は1週間ほど断水しましたが、当時は井戸水が大いに役立ちました。うちの井戸水も多くの人に提供し、とても助かったと喜ばれ

ました。発電機さえあれば利用できる井戸は、災害時の初期段階で有効な給水の手段になります。

今年6月から募集を開始した笠間市災害時協力井戸登録制度とはどのような制度なのか、小項目⑤、笠間市災害時協力井戸登録制度の内容についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 井戸登録制度でございます。本年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして、水道施設の大規模な被害によりまして長期間にわたる断水が各地で発生し、日常生活に大きな影響を与えたことを教訓に、市内の井戸所有者などから協力を得まして当該井戸を災害時協力井戸として市に登録いただくことによりまして、災害時などのトイレや洗濯などに使用する生活用水の確保を目的といたしまして、今年度制度を創設したところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 募集を始めて3か月たちましたけれども、現在の登録数は幾つになりましたか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 現在153か所、笠間地区で37か所、友部地区83か所、岩間地区33か所の申出をいただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） まだ始まったばかりですけれども、153件、とても増えてきてよかったですと思います。

もっと登録数を増やしていきたいと思うのですけれども、登録数の数値目標などはございますでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 井戸に関しましては、設置や使用についての届出義務等がなく個人の所有物ということになっておりまして、現在、既存井戸の設置数というのを行政で把握しておりません。

よって、数値目標の設定はしていないところでございますが、今後とも継続して募集を行い、登録箇所を増やしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 今153個ですから、行政区の割合ですと0.5個程度ですよね。行政区ごとに何か所必要なのか、目標があればそれに近づいていくと思いますので、これは市民の協力が欠かせないことなので、大変だとは思いますが、何か目標を持って登録数を増やしていきたいなというふうには思います。

私は、自主防災組織の会長から勧められて、この笠間市災害時協力井戸登録制度に登録をしました。行政の給水が始まるまでは、この災害時協力井戸でしのぐことができます。

本当によい取組ですから、さらに登録数を増やす必要があると思いますので、しっかりと周知をして、登録井戸を増やしていただけるようお願いし、次の質問に移ります。

茨城県では災害時の逃げ遅れゼロを目指し、昨年8月に改定した県第2次総合計画において、地域の要支援者を避難させる体制を整備した自治体は、約半数の23市町村とのことです。笠間市は、地域の要支援者を避難させる体制が整備された自治体であります。

そこで、小項目⑥、本市の災害時要支援者避難体制についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 災害時要支援者の避難体制でございますが、当市では災害時に円滑かつ迅速に安否確認や避難誘導を行うために、平成26年に笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定しまして、災害時における要支援者の支援体制の整備を図っております。具体的には高齢者や障害者など災害時に支援を必要とする方、いわゆる要支援者を把握するため、民生委員等による個別訪問調査を行い、要支援者の実態を把握しているところでございます。その後、本人の同意に基づき登録し、必要な支援や避難先、身近な支援者の有無について、その情報を名簿、台帳として地域における支援関係者の間で共有することによりまして災害時において活用することとしております。

また、災害発生時の迅速な支援のために、要支援者の情報については、社会福祉協議会、民生委員児童委員、希望する行政区や自主防災組織など身近な支援関係者と共有を図っておりまして、要支援者に関する区長と民生委員の情報交換会を開催するなど、地域の実情について話し合いをしていただいております。今後も情報交換会を継続し、見守り支援の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 災害が起これば、要支援者の避難支援を具体的に誰が行うのかというのは同意書にあらかじめ記載してもらおうということですが、いざ災害が起これば誰もが被災する可能性があるため、保険をかける意味で複数名の避難誘導者を記載してもらわなければならないと私は考えます。要支援者と避難誘導者となる家族や親族や隣近所などが災害発生時に確実に来てくれる約束を要支援者本人がしっかりしなかった場合、誰も助けに来てくれない事態になるので、そこは民生委員が本人にしっかりと確認をしていただきたいというふうに思いますので、そのような指導もぜひお願いしたいと思います。要支援者の逃げ遅れがないように、区長、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの連携サポートをお願いし、次の質問に移ります。

緊急時に一時的に避難し、安全を確保するための場所、災害発生直後に利用される避難所ですが、小項目⑦避難所の開設運営についてをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 避難所の開設運営でございます。

避難所につきましては、主に市内の学校などの公共施設30か所をあらかじめ避難所と指

定しております、その中でも、東日本大震災の際の経験を基に、優先して開設する拠点避難所として8か所を指定し、整備しております。拠点避難所にはあらかじめ避難所として開設する際の職員を選任するとともに、担当課も定めているところでございます。

その拠点避難所の開設基準でございますが、地震の際には、市内で震度5強以上を観測した際には、災害対策本部の指示を待たずに、あらかじめ選任されている職員により開設をいたします。その他、台風などの風水害や大規模な火災等が発生した場合、災害対策本部において避難所開設の必要性などにつきまして、状況を判断し、開設をまいります。その他22か所の避難所につきましても、災害の規模や程度、地域などによりまして、災害対策本部において状況を判断し、開設についての判断をまいりたいというふうを考えているところでございます。

また、避難所開設の際には、防災行政無線をはじめとして、かさめ〜る、ヤフー防災速報などや広報車など様々な手段を用いて皆様にお知らせすることとしているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） かさめ〜るですとか、防災のアプリ、それが非常に有効な手段、伝える手段になってくると思うのですけれども、その登録数というのは分かりますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、かさめ〜るの登録者数でございますが7,152名、フェイスブックのフォロワー数が5,555名、LINEのフォロワー数が8,338名、ヤフーの防災速報の笠間市の登録者数といたしまして1万7,500人となっております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 私は、ヤフーの防災アプリに登録しているのですけれども、細かくそのときの注意報だとか暑さに対する喚起だとか、すぐくすぐに来るので、あれはとてもいいなというふうに思っていて、たくさん媒体がありますけれども、できるだけそれぞれに加入していただけるように、市民の皆さんに促していただきたいというふうに思います。

今年7月の平均気温は平年度より2.16度高く、8月の35度以上の猛暑日が相次ぎ、昨年の記録を超える勢いです。避難所において急務なのが、熱中症対策だというふうに思います。2022年は熱中症で1,477名が亡くなるなど、近年は熱中症による死亡者が1,000人を超える年が目立つようになってきました。8割以上が、65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや喉の渇きを感じにくく、エアコンをあまり使わないことが理由とされています。

そこでお聞きしたいのですが、避難所にはエアコンが設置されているのですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 避難所のエアコンについてでございます。

現在、学校の体育館などには簡易の移動式の冷暖房機器がありまして、また教室には冷

暖房設備が設置されているところでございます。特に、市民体育館につきましては、アリーナには簡易移動式の冷暖房機器があり、またアリーナ以外の会議室にはエアコンが設置されていて、その備蓄資材といたしましてはバッテリー式のサーキュレーターなどを用意しております。さらに、本年度から友部中学校と岩間中学校体育館に冷暖房設備を設置する計画でございまして、現在、実施設計を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 簡易なスポット式の冷房ですと、やはりこの集団生活をする中で、避難所としての冷房には向いていないというふうに思います。やはり、常設のエアコン設備、それが今後必要になってくると思います。今年4月から改正気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒アラートの運用も始まりました。アラートを参考にしてエアコンを使えば、熱中症の予防につながります。

熱中症は、日中ばかりではなく、夜間もそのリスクがあります。私も、今年の夏は毎日のようにエアコンをつけて寝ていました。水戸地方気象台の発表によると、今年8月は県内の各地で熱帯夜が続く日がありました。熱帯夜とは最低気温が25度を下回らない夜のことを言いますが、今年、福岡では最低気温が30.1度と夜間に30度を下回らず、全国で初めて超熱帯夜となりました。熱帯夜では、熱中症のリスクが高まります。温暖化により年々気温が上昇しております。避難所においてはスポット式ではなく、避難者の熱中症予防対策として、全ての避難所に常設のエアコン設置と発電機の設置の検討をお願いしたいです。

また、避難者が避難所から仮設住宅に移るに当たっては、どのような目安やルールがあるのかをお伺いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 避難が長期化した場合の仮設住宅ということでございますが、笠間市地域防災計画におきまして応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画が定められておりまして、応急仮設住宅につきましては災害の発生日から20日以内に着工するものというふうに定められております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 今年6月の末に珠洲市に災害ボランティア活動に行った際に、珠洲市の応急仮設住宅にお米を寄附しに行きました。そこの仮設住宅地は153戸の仮設住宅があり、通路も舗装され、整備された町並みになっていました。北海道仕様の仮設住宅で断熱性も高く、エアコンもあり、とても快適だと住民の方が言っておられました。きれいで新しい大きな建物の公民館も建っていました。しかし、そこは小中学校のグラウンドだったと聞いたときに、今ここの小中学生は体育の授業はどうしているのかなと心配になりました。

そこで伺います。笠間市の応急住宅の建設予定地はどこになるのか。また、仮設住宅は何棟建てる計画なのかをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 建設候補地でございますが、市民体育館、武道場脇の駐車場、また友部中学校のグラウンドのサッカー場のほう。あとは、旧岩間公民館跡地としておりまして、トータルで291戸の建設予定候補地と戸数となっております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 笠間市のBCP（業務継続計画）における地震災害は、今回の珠洲市の震災と同じ震度7を想定しております。珠洲市の震災を参考にすることで、検討課題が明らかになると思います。珠洲市の応急仮設住宅は規模の大きい小さいはありますが、現在建設中も含めて50か所あります。仮設住宅の戸数は1,620戸です。ホームページにも、これは掲載されています。

珠洲市で震災があった1月の人口は1万1,591名人で、笠間市は1月は7万1,298名ですから、笠間市は珠洲市の人口の約6倍です。住宅戸数は珠洲市が6,000戸で、笠間市は約3万戸なので、住宅戸数は笠間市が約5倍です。もし、笠間市で珠洲市と同じ震度7相当の本震や震度5以上の余震が繰り返し起きた場合、珠洲市よりも5倍から6倍の仮設住宅の数が必要になるということになるのではないのでしょうか。珠洲市の現状の仮設住宅の戸数620戸に対し、笠間市の仮設住宅の戸数は291です。珠洲市の現状よりも少ない戸数になっております。笠間市の仮設住宅の計画戸数では、足りなくなるのではないかなと心配になります。

いざ災害が起こってから建設予定地を探すのは、とても大変なことになると思います。必要な程度を上回るくらいの計画がよいと考えます。余計に見積もっておいて、実際使わなかったらそれでいいわけですから、応急仮設住宅の建設予定地と戸数の計画を改めて検討していただくことをお願いし、次の質問に……どうぞ。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 先ほど候補地として決定している291戸とお話しさせていただきましたが、その建設候補地でございますが、状況に応じて建設候補地を増やしまして設定をしております。また、それと同時に、災害救助法におきまして民間の借上げ方式も認められておりまして、こちらは今回の地震とも状況も違っている部分もございますので、そういったものも活用しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 分かりました。

次の質問に移ります。私は、関わりのある幾つかの団体で、能登地震被災地支援のために募金活動を行いました。東日本大震災で被災した経験のある茨城県民、笠間市民の多くの皆さんは、能登半島の被災者に支援をしたいという気持ちを多くの方々が持っていることを改めて実感をしました。困った経験があるから、困った人たちを少しでも助けてあげたい。これは、災害列島日本に息づいてきた日本人のDNAなのかもしれないなというふ

うに思います。

あまり広くは知られていませんが、笠間市は、能登半島地震に物的支援や人的支援を行っています。茨城県では笠間市が最初に支援に行き、多くの人的支援や被災地との交流をしてきたと聞いておりますが、具体的にどのようなことをしてきたのか。

そこで、小項目⑧本市が行った能登半島地震被災地支援についてをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 本市が行いました能登半島地震被災地支援でございますが、主に人的支援でございまして、市長会、厚労省、日本水道協会、環境省、日本医療ソーシャルワーカー協会などを通じまして、被災地派遣要請に基づきまして、これまで短期、長期を含め、延べ24人の職員を被災地に派遣をしております。

主な派遣先といたしましては輪島市、能登町、七尾市などで、支援内容につきましては被災者健康管理、応急給水支援、避難所の運営支援、家屋調査支援、罹災証明の発行支援、公費解体申請受付、また金沢市の1.5次避難所におきましては入院等の移行支援など、さらには人的支援だけでなく、物資支援といたしまして、発災直後に当市の備蓄品から飲料水等非常用の食料、毛布を直接避難所へ届けております。さらに1か月後には、ブルーシート500枚、土のう袋1,000枚、女性用生理用品などを職員により直接搬送し、被災地支援を実施したところでございます。

また、1月4日から7月31日まで、市内24か所で募金箱を設置しまして、総額232万2,377円を石川県の東京事務所、また石川県の指定する口座を通じて被災地に届けたところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 被災をして困っている能登半島の人たちに様々な支援を行ってきた笠間市を、私も1市民として誇らしく思います。困ったときはお互いさまです。被災地支援を通じて大災害がもたらす悲惨な状況を多くの職員が目当たりにし、何が必要で、何が足りなくなり、どういうことを事前に準備すればよいのか、今まで知り得なかった情報を笠間市に持ち帰ったのかと思われま。派遣された職員は、とても貴重な経験をされたと思います。

震災から9か月以上がたち、その間、様々な防災対策に笠間市は着手をしてきました。その中の一つが、災害時支援員の創設です。

そこで、小項目⑨災害時支援員の創設についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 災害時支援員の創設でございますが、令和6年能登半島地震を教訓に、地震、風水害等大規模災害時における各避難所での被災者支援、避難所支援、復旧支援などを円滑に行うために、元警察官や元消防職員、元自衛官など公的機関の職務経験者や特別な知識や技能を有する方に事前登録をいただく笠間市災害時支援員登録制度

を創設したところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） とにかく、災害発生時初期段階では災害応急対策業務が最優先されますが、優先度が高い通常業務も行われるため、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなります。行政職員の不足を災害時支援員で補えるようになれば、災害発生直後の混乱後、行政が機能不全になることを避けられます。専門知識のある市民が避難所の支援をすることで避難所の運営に対する信頼性が増し、避難者の不安が軽減され、避難者は専門家からアドバイス、サポートを受けることで安心感を持つことができると思います。災害時支援員として、看護師などの医療関係の経験者や介護関係の経験者も必要であると考えます。高齢者や介護の必要な女性には、専門知識のある女性が対応すべきだというふうに思います。ぜひ、女性の看護師の経験のある災害時支援員の検討もしてください。

災害時支援員の創設は全国的にも珍しい取組ですが、日頃から役割分担や適正配備などを打合せして、いざ災害発生時には円滑に運営できるような仕組みづくりをお願いし、次の質問に移ります。

いざ大規模災害が起これば、災害対策本部長となる山口市長に質問をいたします。

小項目⑩大規模災害に対する課題についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 河原井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

災害にどう対応していくのかということは、今年の能登、台湾の地震を含めて、非常に行政として大きな課題だと思っております。

ただ、限られた予算、限られた人員において、どこまで取組を強化していくのかという、この強化の度合い、これも一つの大きな課題になっております。笠間市として災害が想定されるのは、やはり地震だとか、先ほどお話がありました内水面の氾濫だとか、あとは集中的な豪雨だとか、さらには倒木による停電だとか、長期間のですね、そういうことが笠間市で想定される大きな災害なのかなというふうに我々は受け止めています。

当然いろいろな対策を取っていかねばなりませんけれども、よく言われるように、自助・公助・共助、この部分が私は一つの原点だと思っております。市民の皆さんには災害時に冷静に行動していただいたり、自分の家で最低限の備蓄みたいなものとか避難の用具とか、そういうものをしっかり常にそろえておいていただくこと。先ほど同じようにはありましたが、公助としては、避難所の開設だとか、支援が必要な人たちにどう対応していくのか。共助になりますと、行政と民間とか、住民と行政のコミュニケーションをしっかりとっていく。そういうことを基本に災害対策をしていくことが必要なのかなと思っております。個別で言うと、いろいろな公共インフラの強靱化とか、いろいろなこの対策がありますが、それらはしっかりと着実に進めていきたいなと思っております。

災害時にもう一つ大きな課題になるのは、やはり人の問題です。職員も被災者、いろい

ろな関係機関の人も被災者、全員が出てきて対応できるわけではございませんので、それで今回、災害時支援員なんかを創設したということでありますが、河原井議員のおっしゃるような、いろいろな業種の人に支援員の登録をしていただいで対応していくということは必要だと思っておりますので、今後とも市民に呼びかけていきたいと思っております。

先般、台湾で地震がありまして、よく比較されたのは、能登の地震の避難所の映像と台湾の避難所の映像とのあまりの違いが、いわゆる日本の震災対策としての課題になっているということでありますが、やっぱりどうしても日本は避難所は行政が確保して、行政が開いて、行政が運営していくという、そういう決まった形みたいになっているところがあって、台湾はそこに行政だけではなくて民間がどんどん入ってきて、いろいろな備品も含めて支援していくということでありますので、我々としてはやっぱり民間との協力というのも今後、さらに今の単なる協定ではなくて、もう一步踏み込んだ、人為的な派遣だとか、そういうことができるかできないかも含めて対応していくことも、また大規模災害に対する対策の一つなのかなと思っております。

今後、いろいろな取組をしっかりと進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） いざ大規模災害が起きれば、行政のパニック状態に陥るといふふうに思いますので、特にこの災害時支援員を上手に運営、活用できるように、事前に仕組みづくりをお願いしたいと思えます。

笠間市は、能登半島地震の被災地支援を通じて、多くのことを学んできたはずで、ハザードマップの更新、笠間市災害時協力井戸登録制度、災害時支援員の創設、給水体制の効率化、避難所のエアコンを計画するなど、短期間で様々な取組を実行してきました。迅速で行動力のある自治体であると私は思います。

しかし、地域防災計画について、見直しの検討をしていただきたい箇所が一つあります。それは、災害対策本部の設置基準における人員配備です。気象警報の発令と震度5弱の地震で、警戒態勢がしかれます。今までは1日か2日だけで解除されてきた警戒体制も、今後、警戒体制が頻発する可能性があります。警戒体制の人員配備は、総務部長、危機管理課長、課長補佐、危機管理課の職員の中で、あらかじめ定められた者と明記されております。今までとは違い、今後、線状降水帯の発生や巨大台風が頻発するようになれば、警戒体制が何日も続くこととなります。警戒体制は、夜間も続くので、危機管理課の少数の職員は日中仕事をして、夜間仕事をして、翌日も仕事をするようになります。連日続けば、心的ストレス、肉体的疲労は限界に達します。今回も台風7号が発生して2週間後には台風10号が来たわけですがけれども、その間には台風8号も台風9号もできているわけで、それが本土を直撃するようなことになれば1週間やそれ以上、毎日のように警戒体制が続くような日々が続くことを想定しなければならぬというふうに私は思います。

いざ大災害が起きれば刻々と危機的な状況が変化していく中、災害対策本部長は次々と決断をしていかなければなりません。それを支えるのが、危機管理課の職員であります。大災害が起これば、危機管理課の職員1人たりとも欠かすことは、笠間市の損失になります。一部の職員に負担が集中しないように、警戒体制における人員配備について改めて検討していただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 長期にわたった際の体制ということで御質問いただきました。

今、御質問いただいたように、総務部の中で危機管理課が対応しておりますが、その交代要員といたしまして、総務課の職員を交代要員として定めておりますので、長期にわたった場合にはその中で運営をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） そういうことであれば、地域防災計画の中の明記をしっかりと変えて、やっぱり危機管理課だけになってしまうと少数で負担が大きくなってしまいますので、心的なストレスもあると思いますので、その明記の部分も、それでは変えていただきたいというふうに私は思います。

これからは温暖化の影響で、風水害が甚大化していきます。以前はこれで十分だと計画されたことが、今では不十分なこともあるはずです。状況を分析し、必要に応じた見直しが生じた際には計画を変更する、今がその時期ではないかと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大関久義君） 3番河原井信行君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午後零時10分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

坂本奈央子君。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 6番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式で伺います。

大項目1、第三子給食費無償化事業について。

市は、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトステージ2において、子育て費用応援の強化として様々な事業を実施しています。子ども・子育て関連予算として、令和6年度は71億円を予算化しており、これは前年度と比較すると5.6%アップ、金額にして4億円の増額となっています。

事業には、新小学1年生に対するエコランドセルの給付や中学校入学時の制服購入費として1人当たり3万円の給付などがありますが、第3子給食費無償化事業についても、そのうちのひとつとして実施しているところです。この給食費の無償化については、令和4年度第3回定例会において私も一般質問をさせていただき、多子世帯に対して段階的な無償化ができないかという提案をさせていただきました。市では令和5年度から第3子の給食費について無償化を実施していただけることになったわけですが、導入から2年目となるこの事業について、事業の内容や実施状況について伺います。

小項目①給食に係る保護者負担・市の負担額の現状は。

初めに、市内の小中学校の在校児童生徒数は現状どのくらいか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 6番坂本議員の御質問にお答えいたします。

市内の小中学校の児童生徒数でございますが、令和6年5月1日現在ですが、小学校などの児童が3,313名、中学校などの生徒が1,813名で合計5,126名でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 現在5,126名ということなのですが、ではその保護者から徴収する給食費というものを徴収していますが、月額幾らで、歳入として総額は幾らぐらいになるか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 本市の給食費は、小学校が月額4,210円、中学校は月額4,620円となっており、給食費の歳入予算総額は、今年度2億5,883万1,000円を見込んでおりまして約2億6,000万円でございますが、全て食材購入費に充てております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 小学校で4,210円、中学校で4,620円、月額ということなので、私が前回質問したときもこの給食費については変更がないということで了解したのですが、またその歳入については大体2億6,000万円とのことなのですが、ではその給食に係る市の負担額としては歳出総額はどのぐらいになるか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 給食に係る歳出総額でございますが、予算額で約6億6,000万円となっております。歳入である先ほどの給食費を除くと、市の負担額は約4億円となりまして、調理や配送、光熱水費などの学校給食提供に要する経費のほか、昨今の食材の物価高騰に関わる経費などについては、全て市が負担しているところでございます。また、このほか生活に困窮されている約1割の家庭については、就学援助制度により給食費を全額公費負担としているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 歳出の総額としては6億6,000万円ほどということなのですが、

前回、令和2年度になりますか、私の質問に対する答弁では6億2,000万円ぐらいということなので、昨今の物価高騰により燃料費等が増額されている、負担となっているということなのですが、市がその物価高騰分については負担をして給食を提供しているということで、状況としては分かりました。小項目①を終わります。

小項目②第三子給食費無償化事業の内容はということで、この事業は令和5年度から実施していて、今年度は拡充をして実施しているとのことですが、第3子給食費無償化事業はどのような内容で行われているのか、その詳細を伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 事業の内容でございますが、対象要件につきましては、笠間市第3子以降学校給食費免除実施要綱によりまして五つの要件を定めており、一つ目として、市内に住所を有していること。二つ目として、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を3人以上養育し、かつ、これらの者と生計を同じくしていること。三つ目として、市税に未納がないこと。四つ目として、給食費に未納がないこと。五つ目として、生活保護、就学援助費支援制度による準用保護の認定を受けていないこととなっております。

先ほど坂本議員からありましたように、当事業は、昨年度から第1子の対象年齢を15歳までとして開始いたしました。今年度より18歳まで拡充し、多子世帯のさらなる負担軽減を図っているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今、お話にありました令和5年度からの変更点ということ、その年齢を15歳までだったところを第1子が18歳までに拡充したというのが今年度からの変更点と、その対象となる要綱、要件としては五つありますと。

一定の要件を満たさないと、その対象にならないというのは分かるのですが、この要件の中の生計を同じくしているということはどういうことでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 日常で生活費などを同じにしていると解釈しておりますので、例えば大学生や専門学生など親元を離れている場合でも生活費の送金などが行われていれば、生計を同じくしていると解釈しております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） では、今お話にあったように、一緒に住んでいなくても同じ生活費の中で保護者が負担している、支援しているというのですか、独立していないということであれば、対象となるということですかね。それで大丈夫ですね。分かりました。

では、無償化の対象となる要件として、第1子が18歳未満とありますが、第1子が例えば18歳未満であって就労している場合は、無償化の対象となるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 18歳未満であっても就労し、一定の収入がありまして、保護者の扶養から外れている場合、こちらは対象外としております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 働いていて収入がある場合は、生計が別という捉え方になるというので、第3子がいてもその子は対象外になるということですね、第1子が18歳未満であって就労している場合は。

では、第1子が18歳以上で就労していない場合は、対象外となるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 第1子の対象年齢を18歳に達する以降の最初の3月31日としておりますので、その年齢を超えていれば、就労の有無にかかわらず対象外となります。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。いろいろなケースがあると思うのです。その18歳を超えてしまっている人も、とにかく今の要件だと18歳までしかとにかく対象にならないので、それで、そこで就労しているか就労していないかは、18歳以下でも就労していれば生計が別なので対象外になってしまうということなのですけれども、パターンがいろいろ想定されると思ひまして、お子さんが3人以上の場合もあるでしょうし、例えば4人兄弟となると第1子と第4子の年齢差もそれなりに大きくなって、対象外なのか対象内なのかもちょっと分からないというか、分かりにくいというようなことが想定されるわけです。

多子世帯にこの事業を活用いただくことが実施の目的であると考えますが、要件の制限により対象外となっている方がいるのは、事業成果としては不十分であると考えられますが、この小項目では実施している今の要綱について確認させていただいて、後の項目でその対象となる要件の拡大については触れたいと思います。小項目②を終わります。

小項目③事業の実施状況について。

それでは、今年度の実施状況について伺いたいと思いますが、現時点で申請してきている人数、そして実際に無償化となっている人数はどのぐらいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 人数の状況でございますが、全児童生徒のうち、対象となる第3子以降の人数は526名となっております。このうち、8月末時点で申請があり無償化の対象となっている人数が376名、申請がなされていない人数が51名、このほか市税の未納や就学援助受給などの理由による非該当者の人数が99名となっております。

金額にしますと、年間約1,700万円の給食費が無償化されることとなり、他市世帯の負担軽減となると考えてございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 申請して、今、実際に無償化となっている人数は376人という

ことなので、先日、決算特別委員会でも傍聴させていただきましたが、令和5年度の実績では241人とかでしたから、今年度は増えている状況であるということでしょうかね。申請されているという。

では、その申請の手続なのですけれども、事務手続としては、どのような流れになっているでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 事務手続に関しましては、笠間と岩間の各給食センターへの保護者からの申請により要件を見て満たしているかを調査しまして、該当の有無を保護者へメールや郵送などで通知をしております。また、既に納付された給食費がある場合は、還付も行っております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） なるほど。その自分が対象かどうか分からなくて、先に給食費を払ってしまったが、無償化になりますよというお知らせを見て、後から申請した方にはちゃんと返金しているということで、自分の子どもが対象となるかどうかやっぱり分かりにくいということがあるかもしれないので、ほかの自治体では想定されるパターンを幾つか例として、表にしてホームページに掲載しております、分かりやすくなっている例もありますので、ぜひ参考にさせていただいて、申請漏れや対象外なのに誤って申請してしまうような手間が省けるようにしていただきたいと思います。

では、市ではいろいろなところでDXを行っていますが、電子申請は可能でしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 電子申請が可能でございます。いばらき電子申請・届出サービスにより申請いただいております、申請全体の93%、9割以上の方が電子申請によるものとなっております。

また、先ほどの昨年度の実績でございますが、申し訳ありません、214名でございます。また、対象となる方へはこちらから直接通知を送らせていただいておりますので、申請漏れというか、対象となる、ならないの判断はそれで行っていただけるのかなと思っております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

ということは、より行政の皆さんの手間がかかると思うのですけれども、この人が対象になるかならないかというのを洗い出さないといけないという作業が発生しているということなのですね。それは、ちょっと手間がかかるのではないのかなと思っております。

逆に、こういう方が要件なので、やっぱりそこは保護者のほうもすごく、無償化になるのであれば自らが意識を持って申請していただくのがいいと思うので、投げかけ等だけでなく、通知を送るというのは、もしかしたらその手間が大変過ぎないのかなというところ

なのですけれども、手続としてはどうでしょうか。行政の負担感としてはありますか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 手間としましては、メールを送るような形で差し上げているわけで、ただこれも取りこぼさないような形で考えてございますので、実施している施策となります。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。何かの要件を解いてしまえば、逆に手間が省けるのではないかなというところもありまして、今その18歳という年齢を区切っているところで行政のほうにもちょっと負担があるのかなと感じたのですが、親切といえば親切ですし、ぜひ漏れがないようにやっていただくのはありがたいことだと思います。また、今93%の方が電子申請ということなので、やはり若い世代の保護者の皆さんは、もう必ずその電子でできるということが、このことから分かると思います。

では、実施状況については分かりました。小項目③を終わります。

小項目④無償化となる対象の拡充について。

先ほども触れましたが、要件の中に、第1子が18歳未満であるとありまして、この第1子が18歳以上となってしまうと、第3子であっても給食費無償化の対象外となってしまうということなのですね。第1子が18歳を超えても大学や専門学校等に進学するなどして扶養内になっている場合は、その世帯全体の教育費全体としては費用がかかっておりまして、教育費の負担軽減を支援していくという事業の目的からすると、このような場合も第3子給食費無償化の対象とすることが望ましいと考えられますが、対象の拡大を検討していただけないでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 無償化となる対象の拡大についてでございますが、本市におきましてはこれまでも、冒頭、坂本議員から御説明があったように、切れ目のない様々な子育て支援策を行っているところであります。その一つとして、令和5年度から第3子給食費無償化事業として支援策を講じているところで、今年度からその対象を18歳まで引き上げました。ですので、現在のところ、対象を拡大する計画はございません。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 予算というか、歳入が、無償化することで給食費を徴収することがなくなるので、歳入が減ると。歳出については、全ての児童生徒に給食費を提供するので、歳入の部分が減るというところのことだとは思いますが、文部科学省が今年6月に公表した学校給食に関する実態調査の結果では、2023年9月時点で児童生徒全員を対象あるいは支援要件を設けるなど一部の児童生徒を対象にして無償化を実施中とした自治体は、1,794自治体中、722自治体であったということです。そのうち、公立小中学校の児童生徒全員の給食費無償化を実施している自治体は547で、145自治体では支援要件を

設けており、要件としては多子世帯を要件にしている場合が多いとのことです。

笠間市の場合もこの多子世帯を対象とした第3子無償化を実施しておりますが、例えば流山市や千葉市は第1子の要件に制限を設けず、第3子以降は無償化としておりますし、船橋市や柏市は小学生以上の子を3人以上扶養しているとして、年齢にかかわらず扶養内の子どもが3人以上いれば無償化の対象としています。

なので、せっかく実施している事業なので、3人いるから対象だと思っていたのに対象外だったのでちょっと残念感がという声もありますので、対象となる子どもの人数の把握にも行政の手間がかかっているということなので、その要件を拡大していただいて、せっかく実施しているこの無償化の事業ですので、少しでも多くの世帯の支援となるよう、要件の見直しを検討していただきたいと思います。これを要望して、大項目1を終わります。

大項目2、高齢者世帯の住宅支援施策について。

国立社会保障・人口問題研究所は、5年に一度、国勢調査を基に、将来の日本の世帯数などを推計していて、今年4月に2050年までの予測を発表しました。それによりますと、全世帯に占める独り暮らしの世帯の割合は、2020年の38%から増加を続け、2050年には44.3%と、30年間で6.3ポイント増える見通しであるとのことです。特に、独り暮らしの65歳以上の高齢者が急増する見通しであるとのことで、単独化が加速する実態が浮き彫りになったということです。

そのような状況を踏まえ、国では団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援サービス体制、提供体制、これを地域包括ケアシステムと呼んでいますが、この構築を進めようとしています。高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために基本となるのが住まいであり、高齢者を含む住宅確保要配慮者への支援策として、住宅セーフティネット法の一部を改正する法律を整備するなどしています。

しかし一方で、国はその法律は整備するかもしれませんが、それぞれの地域によって状況は違ってくるため、それぞれの自治体が自治体に合った支援体制を整えることが重要だというような提言をしていることから、自治体としていかに早くこの間近に迫った課題に取り組んでいくかが重要であると考えます。

そこで、笠間市における高齢者世帯の住宅支援策について伺います。

小項目①高齢者のいる世帯の状況について。

初めに、市内の高齢者のいる世帯の状況はどのようになっているか、その世帯における高齢者の在宅やその施設入居の状況はどうなっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 6番坂本議員の質問にお答えをいたします。

本市の高齢者のいる世帯の状況についてでございますが、民生委員が毎年実施しており

まず社会調査において把握している、令和6年4月1日現在の独り暮らし高齢者世帯は3,003世帯でございます。また、世帯員の全員が高齢者である高齢者のみ世帯は2,748世帯で、合計で5,751世帯が高齢者の世帯でございます。

次に、その生活状況について、令和6年4月末現在、市内の65歳以上の高齢者の数は2万4,230人でございますが、このうち介護老人福祉施設、介護老人保健施設、また認知症対応型グループホームなどに入所している方が1,117人おります。それ以外の約2万3,000人の高齢者の方が在宅で生活をされ、そのうち約2,500の方が介護保険制度による住宅改修や通所介護などのサービスを利用されている状況でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 高齢者の世帯数でいうと、2,748世帯が高齢者のみあるいは単身高齢者等の世帯ということになるのですかね、総数で5,751世帯があって、高齢者の人口としては2万4,000人超がいて、その中で施設に入居されている方が1,100人超、そして2万3,000人の方は在宅ということなので、在宅で元気に過ごされているその中でそのサービスを利用されている方は2,500人いるということですが、多くの高齢者の方が元気に今のところ在宅で過ごされているという状況が分かりました。

国の全体の一般世帯に占める高齢者の世帯の割合は、2020年では37.6%ということですから、市の状況は何割かちょっとあれなのではございますけれども、割合としてはどちらかというとそんなに多くないということなのですかね。全体の世帯に対する高齢者のみの世帯の割合は、介護保険計画の中の情報によりますと17%ぐらいというふうに出ていたのですが、国のものとする、どちらかというと多世代で住んでいる方もいらっしゃるということですが市の状況としては言えるのかもしれないのですが、今後、高齢者のみの世帯というのは増えていくという数値が、データが出ているわけなのですが、市においてもこの高齢者のみの世帯数は、増加傾向にあると捉えているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者世帯の推移でございますけれども、市内の独り暮らし高齢者数は、10年前の平成26年4月現在では1,774世帯ございましたが、令和6年4月現在では、先ほど申し上げましたとおり、3,003世帯となっております、約1.7倍となっております。また、高齢者のみの世帯についても、平成26年4月現在で1,903世帯ありましたが、令和6年4月現在では2,748世帯となっております、約1.4倍となっております。

先ほど坂本議員もおっしゃられておりましたが、国立社会保障・人口問題研究所などのデータによりますと、こうした状況は少子高齢化や核家族化などを要因としたものでございまして、笠間市だけではなくて全国的な傾向であるとされているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。10年前から比べると、どちらの世帯数も増えて

はきているという、増加傾向であるということが言えるということなのですが、単身でなくても御高齢の夫婦のみで生活されていると、どちらかがお亡くなりになった場合はすぐに単身世帯となられてしまうわけですから、これからさらに単身高齢者世帯ということが増えていくことが推測されます。状況については分かりました。小項目①を終わります。

小項目②高齢者世帯を対象に実施している住宅支援事業について。

高齢者のみの世帯の方々が抱える悩み事の中に、自分の持家の場合ですと住宅の修繕をどうするかということがあると思いますが、この高齢者世帯を対象に実施している住宅支援事業にはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者世帯を対象にしている、実施している住宅支援事業といたしましては、介護保険制度におきまして居宅介護住宅改修という生活環境を整えるサービスがございます。利用に当たりましては、事前に申請を受けまして、要支援・要介護の認定を受けている方に対して、その方の生活環境を整えるために必要な住宅の改修、例えば家の中の段差解消や手すりの設置あるいはトイレの和式から洋式への取替え、玄関までのスロープ設置など改修に係る費用、20万円を上限に、費用の7割から9割を給付するものでございます。また、賃貸住宅にお住まいの方でも、事前に家主の承諾があれば、改修などのサービスが利用できるものでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今、御答弁にありました、手すりをつけるとかトイレの洋式化というようなことには補助事業があるというお話なのですが、確認ですが、この事業の対象となるのは、あくまでもその要支援とか要介護となった方が対象となるということでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） ただいまお答えしました居宅介護住宅改修は、介護保険制度における要支援・要介護の認定を受けている方のみを対象とした事業でございます。

そのほかの福祉施策としましては、高齢者のみを対象とした制度ではありませんが、高齢者を含むという意味で申し上げますと、生活保護制度における住宅扶助として、それぞれ上限はございますが、賃貸住宅の月々の家賃、それから契約更新費用の給付や持家については老朽化に伴う修繕費用の給付等がございます。

また、同様に広く市民を対象とした事業とはなりますが、笠間市商工会が行う住宅・店舗リフォーム促進補助事業に対して補助金を交付をしております。この事業については、市内の小規模建設施工業者の受注機会の促進とか、市民の快適な住環境の整備を図るための事業で、市内の建設施工業者が施工する工事費用20万円以上の個人住宅のリフォームに対して、10万円を上限に、補助率10%、1割の補助を行っているというような制度がございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。基本としては、この介護保険制度の中における支援策としては、やはりその要支援・要介護の方が対象であり、さらに社会福祉の面からすると、生活保護の対象の方には家賃補助であったり、住宅の補助があると。そうではない元気な高齢者も含む一般市民の皆様に対しては商工会が実施している住宅改修とか修繕の費用の補助が出るということなのですが、高齢になると幾ら補助が出るといってもいつまで自分がそこに住むことができるか分からないので、その全部が負担してもらえないわけではないので、持ち出しが必ず発生するわけで、高額な修繕費を払ってまでおうちを直すのをちゅうちょされるというような方がいらっしゃるということは、現状としてあると思います。

要支援・要介護となりますと、施設の利用やその住まい先として自宅から施設へ引っ越すということになって、その施設の種類としてはいろいろありまして、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅と本当にいろいろな種類があるわけなのですが、健康だけでも高齢者のみで、あるいは単身の高齢者の方が、家のメンテナンスが限界に来ていたりとか、あるいは独りなので災害があったときにとても怖くてという不安を抱えているような場合、賃貸住宅であったり、住みやすい環境の場所に引っ越したいと思っても、そのような住宅が現状ではないというか、その選択肢としては少ないということが課題であると考えます。高齢者の住宅支援策ということですので、今後ますます単身の高齢者世帯が増加することは分かっているわけですから、このような視点から、支援策を検討していく必要があると思います。小項目②を終わります。

小項目③住宅セーフティネット制度とは。

国でも、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住宅セーフティネット法が改正されたとのことですが、この国の制度としている住宅セーフティネット制度とはどのような制度か、伺います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 6番坂本議員の御質問にお答えいたします。

住宅セーフティネット制度とはとの御質問でございますが、高齢化社会の進展や単身世帯の増加、経済状況の変化などの影響から、低所得者や高齢者、障害者など安定した住宅を確保することが困難な方々への支援が、社会全体の課題とされているところでございます。

本制度は、このような住宅確保要配慮者に対しまして安定した住まいを提供することを目的に、2017年10月から施行されている制度でございます。内容としましては、民間賃貸住宅の空家や空室を有効活用するため、賃貸住宅の所有者が茨城県に住宅確保要配慮者の

入居を拒まない住宅として登録し、それまで高齢者などが入居しづらかった賃貸住宅を提供していただく制度でございます。登録された住宅には、改修に対する経済的支援措置や入居しようとする方々への入居支援措置が設けられているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） これは、そうすると民間の空いているその賃貸住宅等が茨城県のほうに登録して、茨城県のほうからそれぞれに支援が出されるというような制度なのでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） あくまで茨城県は登録の窓口ということになってございまして、現在のところは県が補助する制度というのはございません。ただ、国のほうは今、支援、一定の支援はあるということでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） なるほど。

では、高齢であるという理由で賃貸住宅に入居しにくい状況を改善、ちょっと少しでも改善していきましようというような制度であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） そのような認識で間違いないです。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。内閣府の調査では、結婚したことがない65歳以上の高齢者に賃貸住宅への入居を断られた理由を聞いたところ、万一のときの身元引受人がないためが83.3%、高齢のためが66.7%、家賃の連帯保証人がいないためが33.3%となっているということで、このことから、高齢者が賃貸住宅へ住み替えたいと思っても入居が難しい現状があることが分かります。

では、住宅セーフティネット制度なのですが、市としての活用というのはどのような形でしているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 市としての活用ということでございますが、現在までに茨城県に登録されている笠間市の賃貸住宅数は859戸ございまして、それらの住宅情報を、先ほどおっしゃった国や県のホームページ等で住宅確保要配慮者の方々へ広く提供していることで、活用はされていると認識してございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。市内においても859戸が登録されているということで、制度としては県が設置しているというか、登録するところに登録してもらって、例えば困った方が市の窓口に来た場合は、もちろん高齢福祉課なのか、都市計画課なのか分からないですけれども、そちらで住宅の確保については、支援をしていただける窓口と

どうか、こういう住宅がありますよというような御案内の相談は受けていただけるということであると思いますので、ぜひ円滑な運用をお願いしたいと思います。小項目③を終わります。

小項目④新たなC C R Cの取組など、今後の高齢者世帯の住宅支援策について。

高齢者の住宅支援ということになると、先ほども少し触れましたが、持家にお住まいの高齢者のみあるいは単身高齢者の世帯の方々が要支援や要介護になる、あるいは住居にお困りで賃貸契約ができないなど、要配慮にならないと、どちらかというのですよ、移り住む行き先がないということが課題なのではないかと考えます。もちろん、サービス付き高齢者向け住宅や高齢者向けマンションというものもありますから、元気な高齢者の方でも経済状況に応じてそのような住まいへの引っ越しという選択肢もありますが、その選択肢の幅が少ないことが現状であると思います。また、元気なうちはやはりずっと自分の家に住み続けたいという意向の方が多いというのも、実態としてあるのではないかと思います。

子どもがいる高齢の方でも、子どもたちは別に家を建てて世帯を分けて生活しているため、子どもたちからすると、親が元気な間はできるだけそこに長く住み続けて生活してもらいたいことが望ましいですし、何とか頑張ってもらいたいと思うところがあると思います。親のほうとしてもできるだけ子どもの世話にはなりたくないという世代の方が増えてきますから、子どもが別の市や県に家を持っている場合は、これまで友人や御近所と仲よくしていたコミュニティから離れて、子どもの住む近くの地域へ引っ越して、新しい場所へ行くというのはおっくうになってしまうということがあると思います。

どんなに元気でいても老いは誰にはやってきますので、病気になったりして要支援や要介護となり、いろいろある、その先ほど言った施設へ住み替えるということになるわけですが、その時期になってしまうと自分の家の片づけだったり処分についてということができない状況になってしまうということがあります。この家の片づけや処分というのは子どもにとっても大きな負担になってしまっていて、結果として空家となって放置されてしまうというようなことがあるのではないかと考えられます。結果として空家になってしまう家が今後増えていくことが想定されると思うのですが、市では空家バンク等を設置して、空家対策を行っているところです。

先日、鈴木議員からも空家対策について質問がありましたが、確認ということでお聞きしたいのですが、近年の空家バンクの登録数とその数の変動はあるか。また、建物が古くなって危険であると市が判断して、その撤去を行う行政代執行を行った件数はどのくらいか、伺います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長 関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 空家バンクの登録数の推移とそれに伴う代執行の件数でございますが、坂本議員御案内のように鈴木議員の答弁のときと繰り返しになりますが、令和4年度当初の登録数につきましては185件となっておりまして、令和6年度当初の

時点で現在247件の登録となっております。

行政代執行の件数につきましては1件、平成30年度に1件行ったところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 令和4年度から令和6年度については、その登録物件が増えているということなので、この空家バンクに登録される物件というのは基本的には持ち主が登録を申請してくるものだと思うのですが、そうですね。持ち主というか、管理している人が空家バンクに登録したいですということで登録されるということだと思うのですが、ある程度管理する人がいる物件なのではないかと、住んではないけれども中をきれいにしたりとか、貸せるとか、売るとかいう状況にできている物件なのではないかと推測するわけです。

この管理する人がいなくなってしまう空家というのが、これから単身者世帯が増加するということですから、子どもや親類がいないという方々が増えるということですので、空家バンクに登録されない、放置されたままになってしまう空家が増えてくるということが懸念されると思います。

また、単身の高齢者が大幅に増加するというところで、2020年には約144万人であったのが、2040年には約370万人と、20年で約2.6倍に拡大するという国の調査結果ですから、福祉政策についても大幅な見直しや支援策の強化が求められてきます。

このようなことから、新たなC C R Cの取組として、元気な高齢者が集合住宅などに住んで、そのコミュニティーだけでなく、地域のコミュニティーとも関わりを持って生活していけるような高齢者の住居環境整備を含むコミュニティーづくりということに取り組んでいくことが望まれると思いますが、そのようなことをこれから検討していただけないでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 新たなC C R Cの取組など、今後の高齢者世帯の住宅支援策についての御質問でございますが、笠間市では平成29年に、生涯活躍のまち基本計画、通称笠間版C C R Cを策定し、全世代における住みよさの向上を目標とし、市全体に波及させる取組を行ってきたところでございます。

これは、高齢化、さらには空家の増加などが進む都市環境の中で、最初の段階として、医療、福祉環境、芸術など余暇活動の資源が豊富である本市の特徴を生かし、商業施設などが近隣に位置する町なかに生涯を通じた安心と活躍できるモデルコミュニティーを設定することで、高齢者も含めた暮らしやすさや波及、拡大を狙う上で、民間事業者として成立させることなど、複合的な狙いを持ったものです。実験的な要素も含め、居住誘導などの都市計画、高齢者や子どもなどの福祉、空家など住宅といった各種施策と連動するものとして進めてきたところでございます。

住宅支援策は、民間賃貸住宅、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホー

ムなど高齢者一人一人に対応した住まいの確保、住み続けられる支援体制の強化、そして民間との連携強化が重要であり、市としましても多様な形での支援を展開していく必要があると考えております。

そのような中で、市の公営住宅に居住する方々への支援策としまして、今年4月に策定しました第2期笠間市公営住宅長寿命化計画に基づき、住宅の計画的なバリアフリーの改修の実施や、先ほども答弁いたしました住宅セーフティネット制度の活用による民間賃貸住宅等の住まいの拡大、提供拡大等の支援に努めてまいりたいと考えてございます。また、公営住宅に居住する以外の高齢者につきましても、公営住宅入居者と同様に、民間賃貸住宅等への入居支援制度の検討など、福祉部局や住居支援法人、不動産関係団体と連携しまして、住宅確保要配慮者への支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今のお話にありました、既に市で行っているCCRCもあるが、これはどちらかという国の政策にのっとってやるテストケースだったので、移住の側面も含み、さらにその方たちがこれからコミュニティーを形成していくところをどう支援していくかみたいな事業だったと思うのですけれども、今お話にありましたその公営住宅の計画の中で、公営住宅の長寿命化の中でも高齢者に配慮したバリアフリーですとかということがお話にありましたが、もちろんその公営住宅の運営についても、それはどちらかという住宅確保要配慮者の方に対してはやはりその支援として運営していくということが重要なことであるとは思いますが。

ただ、私が今お話しして提案させていただいているのは、公営住宅、これが公だけがやるのか、公民連携になるのか、その仕組みについては、私もまだちょっと勉強不足なところがあるのですけれども、自分が元気で判断ができるうちに自分の家についてどうしていくかについて考えて住み替えができるように、その転居先の一つの選択肢として高齢者を対象とした集合住宅があることが望ましいのではないかとこのことを御提案したいと思っております。

ここで言う集合住宅は、私の勝手なイメージですけれども、ちゃんと外からの入り口はみんなばらばらで、鍵で入れる、個別になっているということで、いわゆる高齢者の方々が入るシェアハウスのようなイメージではなくて、別々なアパートというか、そういう集合住宅のイメージをしているわけです。そこではコミュニティーも形成できますし、単身高齢者の孤立化を防ぐことにもなると思います。設置する場所も町なかで、お店や病院などが近くにあったりすれば移動手段に困ることもありませんし、市が長年計画しているコンパクトシティ化につなげる、まちなかへの移住の動機づけになるとも考えられます。さらに言うと、例えば幼稚園や学校などの子どものいる施設の近くに設置すれば、元気な高齢者の方々が子育て支援に関わることもできるのではないかなと考えます。また、災害時の対応という点からも、支援の手が届きやすくなるということがあると思っておりますし、例え

ば単身で支援が必要な状態になった場合でも支援が受けやすい環境にあることにつながります。

高齢化率が2040年には37%を超えると見込まれる市においては、このような考え方というか、視点を持って、これからの高齢者住宅支援策に取り組んでいただきたいと思います。市としてのお考えはいかがか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 役所としての考え方は今、部長が答弁したとおりなのですが、多分、坂本議員が描いているのは、我々役所のイメージとはちょっと違うのかなという感じはします。

今回、高齢者の敬老の日を迎えるに当たっていろいろ調べてみたら、笠間市にいわゆる独り暮らしが3,000人いて、老々世帯が2,800人、いずれ独り暮らしになる世帯ですよ。そうすると、5,000を超えると。この人たちの将来的な不安解消、これをどうしていくかというのは大きな課題になってきていると思いますし、その後この数字が多分減っていくことではないと思うのです。単身世帯が増えてくるという傾向がありますので、それらに対して、何をどう対応していくのかということになると、やっぱり住まいというのは一つの基本ですので、安心して住める、住み替えの場づくりというのが私は必要だというのは思っています。

C C R Cとはちょっとイメージが違いますが、独り暮らしというのは、基本的には元気だということですよ。人の手を多少借りても元気だと。65歳以上ですから、65歳以上から多分90歳ぐらいまで幅がありますが、若いうちに、元気なアクティブシニアが住める集合体のような話を多分されているのだと思いますが、以前C C R Cを市の中でもう10年ぐらい前勉強したときに、そういう考え方なんかも出てきて、当時は議論した経緯がありました。ただ、公的な、我々が直接的にそういう集合住宅を建設して運営するというのは、どちらかという、サ高住だとか公営住宅になってイメージと違うというようなことで、では民間のそういう集合住宅が笠間市でできるのかということ、なかなかその投資する側から考えると、ちょっとニーズが低いのではないかとかという考えで、当時はまとまらなくてというような話がありました。

今後、単に住宅を造ればいいという話ではありませんので、まちづくりの中でそういうものができるのか。あくまでも民間投資として、そういう考え方があるのか。場合によっては、公民連携まではなかなか行かないと思いますが、そういう意味での民間との投資の検討というのは、引き続き進めていきたいなと思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 状況が多分10年前とはやはり変わってきたので、ニーズの高まりというのももしかしたらあるかもしれませんし、今のお話にあったコミュニティーというところがこれからますます大事になると思うので、単身の方や高齢世帯だけの方たちが

いっぱいいるコミュニティーになっていくわけなので、そこを若い世代とどういうふう
に支援し合いながらコミュニティーを形成していくかということが重要になると考えられ
ます。

冒頭にも申しました、この国の地域包括ケアシステムにおける住まいには住宅や介護施
設等も含まれ、住まいは生活の基盤であり、地域包括ケアシステムの根幹をなすものと言
えるとしていますが、自宅や介護施設以外の住まいを高齢者が選択できるようにしていく
ことも必要なのではないのでしょうか。市としてもそういった観点から、新たな施策につ
いて、調査、検討していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 6番坂本奈央子君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、20日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 大 貫 千 尋

署 名 議 員 石 崎 勝 三